



第62回加茂市総合体育大会総合開会式の様子（7月5日 文化会館）



マチを好きになるアプリ



主な内容

- 国保からのお知らせ ②⑤
- 国際交流協会総会・集い ⑥
- 戸籍事務電算化 ⑦
- 加茂の風土記 ⑧

広報かも・お知らせ版を、スマホ・タブレットでも！
(利用料は無料ですが通信料は利用者の負担です)

国保からのお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やけがのときに安心して受診できるように、日ごろから収入に応じてお金（国保税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。国保は医療保険のひとつとして新潟県が主体となり運営し、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

国保の保険証 8月から ピンク色



国保の保険証（国民健康保険被保険者証）を8月に更新します。新しい保険証は「ピンク色」です。世帯の分をまとめて世帯主宛てに郵送します。内容を確認のうえ大切に保管してください。

▼資格がなくなったら届け出を
職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証をお返しください。

▼学生の場合
市外に住所を移している学生は、特例で加茂市から国保の保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

こんなときは14日以内に市民課へ届け出ください

	状 況	持ってくるもの
国保に加入	他市町村から転入してきた	転出証明書
	退職や認定取消などで他の健康保険をやめた	健保などの資格等喪失連絡票
	子どもが生まれた	母子健康手帳
国保脱退	生活保護を受けなくなった	保護廃止連絡票
	他市町村へ転出する	保険証
	他の健康保険に加入した	国保と健保などの保険証
	死亡した	保険証
その他	生活保護を受けた	保険証、保護開始連絡票
	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	保険証をなくした	本人確認できるもの（代理人の場合は郵送）
	保険証の内容訂正または汚れた	保険証
	修学のため他市町村へ行く	保険証、在学の証明書

※届け出のときは、個人番号（マイナンバー）が分かる書類を持ってきてください。

■保険証の有効期限

通常、保険証の有効期限は毎年7月31日ですが、次の場合は有効期限が別に定められています。

▼70歳になる人には兼高齢受給者証
新たに70歳になる人の保険証は、

有効期限が誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）までとなります。対象者には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

▼75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

新たに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までとなっています。

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。75歳の誕生日までには後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

表1 高額療養費 70歳未満(月額)

所得区分	回数	
	3回目まで	4回目以降※1
上位所得世帯※2 総所得金額901万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円
上位所得世帯 同600万円～901万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円
一般世帯 同210万円～600万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
一般世帯 同210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※2 所得の申告がない場合も上位所得世帯（総所得金額901万円以上）とみなされます。総所得金額は「基礎控除後の総所得金額等」。

表2 70歳以上75歳未満(月額)

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者 Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)	
一般	18,000円(年間上限 144,000円)	57,600円(4回目以降 は44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

高額療養費について

■70歳未満の高額療養費

国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一つの医療機関の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額(表1)までで済むようになっていきます。

高額療養費の限度額は所得によって複数の区分がありますが、医療機関の窓口でその区分に応じた限度額を適用させるためには「限度額適用認定証」が必要です。入

院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康課で申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。

なお、複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。

■70歳以上の高額療養費

一般世帯は「保険証」だけを、現役並み所得者のうち現役区分Ⅰ・Ⅱに該当する人は「保険証と限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、「保険証

と減額認定証」をそれぞれ提示することで医療機関での支払いが自己負担限度額(表2)までとなります。

また、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる人は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度(国保など)と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合がありますが、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。

■食事の減額認定証

入院時の食事負担額は1食460円

70歳以上75歳未満の所得区分

- ①現役並み所得者(3割負担)
同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の、70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。
ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請により2割負担(昭和19年4月1日以前生まれは1割負担)となります。
- ②低所得者Ⅱ
同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。
- ③低所得者Ⅰ
世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円(過去12か月の入院日数が90日を超える長期入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円)に減額されます。

■限度額適用認定証などの更新

現在お持ちの「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

・限度額適用認定証

対象者 70歳未満で医療機関での負担が限度額を超える人、70歳以上で現役並み所得者(3割負担)の現役区分Ⅰ・Ⅱの人

手続きに必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証(更新の場合)
・限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 住民税非課税世帯に属する人
手続きに必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証(更新の場合)、

長期入院該当者は90日を超える入院を証明できるもの(領収書など)

国民健康保険 人間ドックの 助成について



国保の加入者に人間ドック費用の一部を助成しています。

対象 受診日に国保に加入している30歳から74歳の人で、国民健康保険税（国保税）を滞納していない世帯に属する人

助成金額 2万5千200円

助成方法 ①市と契約している健

診機関（人間ドック意向調査票に記載）で受診した場合は、人間ドック費用と助成金額の差額を健診機関の窓口で支払ってください。

②市と契約していない健診機関で受診した場合は、人間ドック費用を全額支払い、後日助成申請をしてください。

助成申請に必要なもの

- ①申請書（健康課窓口にあります）
 - ②受診者名、受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書
 - ③人間ドック結果報告書
 - ④保険証
 - ⑤印鑑
 - ⑥通帳など振込先口座が分かるもの
- 申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線161）

医療費を 抑えるために



国保は高齢者の加入割合が高く、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。医療費を大切にするためにも、上手な受診心がけましょう。

- ・家庭医を持ちましょう。
- ・早期発見・早期治療のため、ふだんと様子が違ったら、早めに受診しましょう。
- ・急病などの場合は時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。
- ・お医者さんを次々変えるハシゴ受診はやめましょう。

特定健診・特定保健指導

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するため、保険証の発行元が行います。加茂市では40～74歳の国保加入者を対象に実施します。

平成29年度に加茂市の特定健診実施率（受診率）は45・1%で、県内30市町村の中で23位と低くなっています。

死亡原因の約6割を占める生活

国民健康保険税は忘れずに納付を

国保税は国保に加入している世帯員の分をまとめて世帯主から納めていただきます。国保税は国保を運営するうえでとても大切な財源です。納期限までに納めるようご協力ください。納期は7月から翌年3月までの9回です。

納付は口座振替で 口座振替は1回の手続きで確実に納税できます。依頼書は市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口にあります。25日までの申し込みで翌月納期分から口座振替納税できます。

納付はいつから 他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。届け出たときからではありませんので、ご注意ください。

また、国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引による特別徴収によって納めていただきます。

令和元年度 加茂市国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※1
所得割 ※2	7.40%	2.10%	2.45%
資産割 ※3	19.78%	7.80%	—
均等割 ※4	29,400円	9,600円	13,420円
平等割 ※5	20,600円	5,400円	—
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

世帯主に対して課税し年度途中での加入・脱退は月割りで計算します。国保税の問い合わせは税務課民税係（☎内線125）へ。

※1 40～64歳のみ ※2 前年所得から330,000円を控除した基礎額に割合を乗じ算出 ※3 今年度固定資産税額に割合を乗じ算出 ※4 1人当たり ※5 1世帯当たり

後発医薬品を ご存知ですか



後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

国保では、現在処方されている先発医薬品から、後発医薬品に切

習慣病を予防するために、特定健診・特定保健指導を受けましょう。

り替えた場合、どれくらい医療費が安くなるか試算してお知らせします。

対象者 月に14日以上薬を投与された12歳以上の被保険者で、病名による絞り込みを行った試算の結果100円以上の差額が見込まれる人

通知月 7月、11月、3月の予定
ジェネリック医薬品への変更は、医師や薬剤師に相談し、薬の特徴や医療費について説明を聞いて判断しましょう。

交通事故に遭ったら届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求します。

保険証を使い交通事故などのけがの治療を受けるときは、「第三者行為による被害届」を提出してください。

■届け出の際の注意

・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。

・交通事故証明書を取り寄せる。

・保険証と印鑑を持参する。



■事故に遭ったときは

・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

・免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。

・自動車のナンバーをひかえる。

・示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する

（加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると保険証は使えません）。

後期高齢者 医療制度



保険証は8月から「空色」

後期高齢者医療制度の保険証が更新されます。8月からの保険証は「空色」で、個人宛てに郵送します。

後期高齢者の人間ドック費用の一部を助成しています。

対象 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢である人。

助成金額 1万円（上限）

助成申請に必要なもの ①申請書（健康課窓口にあります）②受診者名、

受診日が記載され、人間ドック受診を証明できる領収書③人間ドック結果報告書④保険証⑤印鑑⑥通帳など振込先口座が分かるもの

申請・問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線161）

非自発的失業者に係る 国保税の軽減措置

倒産・解雇・雇止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人の国保税を軽減します。

対象者 対象となるのは次のすべての条件を満たす人。

・失業時点で65歳未満の人

・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または

特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）である人。

※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、

32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国保税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ届け出てください。

不審電話にご注意ください

市役所や年金事務所の職員などと名乗り、医療費の還付をするといって口座番号を聞き出したり、銀行等のATMで振り込み額を確認するよう促す不審な電話や訪問の事例が相次いでいます。

市では、手続きをしていない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行つて操作をお願いすることは絶対にありません。

このような電話や訪問があったら健康課（☎内線163）または加茂警察署（☎5210110）へお問い合わせください。

医療費のお知らせ

国保の被保険者の皆さんが、病気などで医療機関等を受診した場合の医療費を知っていただくため、「医療費のお知らせ」を行います。

内容は、①受診月②受診者氏名③医療機関等の名称④医科（入院・通院）・歯科・薬局等の別⑤受診日数⑥医療費の総額等です。

今回の「医療費のお知らせ」は令和2年2月頃にお届けする予定です。これまではハガキ形式でしたが、次回分から封書形式でお送りします。

加茂市国際交流協会 総会・国際交流の集い

6月21日に産業センターにて、加茂市国際交流協会総会と国際交流の集いが開催されました。

総会では会長・副会長等、役員
の交代が承認され、平成30年度の
事業報告があり、7月24日から31
日までの加茂市中学生代表団コム
ソモリスク市派遣、ふるさと見学
(10月14日)、世界の料理パー
ティー(11月17日)、日本語講座
(通年)、青年海外協力隊参加助
成金の交付(平成31年1月)など
を実施したことが報告されました。
また、12月16日に新潟市の朱鷺メ
ッセで行われた「国際理解教育プ



総会には国際交流関係者が多数参加

レゼンテーションコンテスト」に
コムソモリスク市派遣中学生の有
志グループが参加したことについ
ても報告がありました。

総会後の国際交流の集いには会
員のほか、10か国・地域からの外
国人ゲスト34人を含む約100人が参
加し、交流を深めました。今回は
新潟経営大学観光経営学部の新藤
教授からインバウンド施策の情報
収集を目的として、
外国人からみた加茂
市の魅力についての
アンケート実施があ
りました。



集いでは多くの外国人が参加しました



アンケート用紙

♪ 会員募集しています ♪

協会では、様々なイベントと一緒に楽しむ会員
を随時募集しています。詳しくは 事務局(市
総務課国際交流係 内線327)へ



新潟経営大学留学生と参加者

教育長に山川雅己氏

7月1日に開かれた加茂市議会
6月定例会で、教育長に山川雅己
さんが選任されました。



山川雅己氏経歴
(加茂市学校教育課長
葵中学校長
京都産業大学卒
62歳 田上町原ヶ崎新田)



辞令を受ける山川教育長



令和元年9月24日から稼働予定!

戸籍事務の電算化を進めています

加茂市では、戸籍事務をコンピュータで行うための準備を進めています。

コンピュータ化した戸籍の文字は、常用漢字・人名用漢字・その他の漢和辞典に載っている文字で記録されます。

そのため、現在の和紙戸籍に記載されている文字が、誤った文字で記載されている場合は、正しい文字に置き換えます。(旧字体の文字で正しく記載されている場合はそのまま登録します)

置き換えする文字 (例)

現在の記載	コンピュータ	現在の記載	コンピュータ
齋	→ 齋	泰	→ 泰
邊	→ 邊	瀧	→ 瀧
邊	→ 邊	善	→ 善
藤	→ 藤	伊	→ 伊

証明書の名称と様式が変わります

「戸籍謄本」→「全部事項証明書」
 「戸籍抄本」→「一部事項証明書」
 ※交付手数料は変わらず1通450円です。

証明書はB4判縦書きから、A4判横書きになり、内容は項目別に記載されます。

新しい戸籍の様式

(1の1) 全部事項証明

本籍氏名	新潟県加茂市加茂二丁目10番 甲野 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】令和元年9月22日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和28年4月2日 【配偶者区分】夫 【父】甲野三郎 【母】甲野明子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和28年4月2日 【出生地】新潟県加茂市 【届出日】昭和28年4月8日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和55年5月31日 【配偶者氏名】乙野花子 【従前戸籍】新潟県加茂市加茂二丁目1000番地 甲野三郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和30年3月3日 【配偶者区分】妻 【父】乙野次郎 【母】乙野和子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和30年3月3日 【出生地】新潟県加茂市 【届出日】昭和30年3月5日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和55年5月31日 【配偶者氏名】甲野太郎 【従前戸籍】新潟県加茂市大字山の上256番地 乙野次郎
以下余白	

発行番号
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

現在の戸籍の様式

昭和六拾年拾月拾日 甲野太郎 男長	昭和六拾年拾月拾日 乙野次郎 男長	昭和六拾年拾月拾日 乙野和子 女長	昭和六拾年拾月拾日 甲野三郎 男長	昭和六拾年拾月拾日 甲野明子 男長	昭和六拾年拾月拾日 甲野太郎 男長
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

(名欄が×の人は登録されません)



現在戸籍に記載されている文字が新しい文字に置き換えられる方には、8月下旬に郵便でお知らせします。必ずご確認ください。

問い合わせ 市役所 市民課 ☎内線111

丸潟遺跡出土の桶板状木製品

古墳時代前期の丸潟遺跡から出土した木製品については以前に本欄で、根絡み構造を持つ柱と舟形木製品について紹介したことがあ

る。今回は刳物容器について紹介したい。容器は写真のとおり、木を板状に刳りぬいて加工された桶板状のもので、完形ならば円筒型をなすものの一部である。大きさは長さ十六・四cm、幅六・八cm、厚さ一・四cmである。外周の湾曲度から直径は十五cm程度とみられる。内面を手斧、外面を槍鉋で丁寧に削って仕上げている。樹種は分析の結果、針葉樹のイヌガヤと判明

した。また、上下の端部ともわずかであるが赤色に塗られた痕跡がある。

桶は弥生時代から登場する。類似した資料は、弥生時代後期の島根県姫原西遺跡や石川県金沢市西念・南新保遺跡、古墳時代前期の金沢市畝田遺跡などの日本海沿岸域、そして古墳時代前期の千葉県茂原市国府関遺跡などで出土している。この分布状況や他の木製品などの分布状況から北陸地域を介した日本海沿岸域から関東方面に流入したことが指摘されている。この考えは丸潟遺跡から関東地方の影響を受けた土器が出土するこ

とからも補強される。

国府関遺跡は古墳時代前期初頭の首長層による専門的な木製品製作を行っていた遺跡と考えられており、桶板状木製品は首長層の所有物と指摘されている。丸潟遺跡でも空間を方形に区画する溝や水辺の祭祀が確認でき、首長層が関与した場所であった可能性がある。わずか一点の桶板状木製品ではあるが古墳時代前期社会の交流や成り立ちの一端を読み解く情報に秘めている。本資料は民俗資料館に展示してあるので、じっくりとご覧いただきたい。(伊藤秀和)

加茂の風土記



丸潟遺跡出土桶板状木製品 内面



丸潟遺跡出土桶板状木製品 断面

おめでとう

令和元年度一般財団法人全国危険物安全協会理事長表彰 優良事業所

阿部精麦株式会社(岡ノ町)

この表彰は、危険物の安全管理並びに災害防止に関する事業を積極的に推進し、保安体制の確立に貢献した個人又は事業所を対象に行われるものです。

新潟県危険物安全協会加茂地区支会としては平成8年以来の受賞となりました。おめでとうございます。

おめでとう

社会福祉費寄附金

▼特定非営利活動法人
災害救助犬協会新潟から

31万8479円

人口のうごき

7月1日現在
世帯 10,240 (+ 4)
人口 26,915 (-30)
男 13,095 (-16)
女 13,820 (-14)
()内は前月比
(6月異動分)
出生 9 (男5女4)
死亡 32 (男16女16)
転出 36 転入 29